

令和3年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 市民生活部（市民課、地域振興課、防災安全課）
- 3 監査の範囲 令和3年4月1日から令和3年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等
- 4 監査の期間 令和4年1月21日(金)から令和4年3月25日(金)まで
(説明聴取日 令和4年2月2日(水))
- 5 監査方法・主眼 監査にあたっては、「財産管理」を中心に、財務に関する事務及びその他関連する事務事業等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書類審査、実地監査、説明聴取等を実施した。

第2 監査の結果

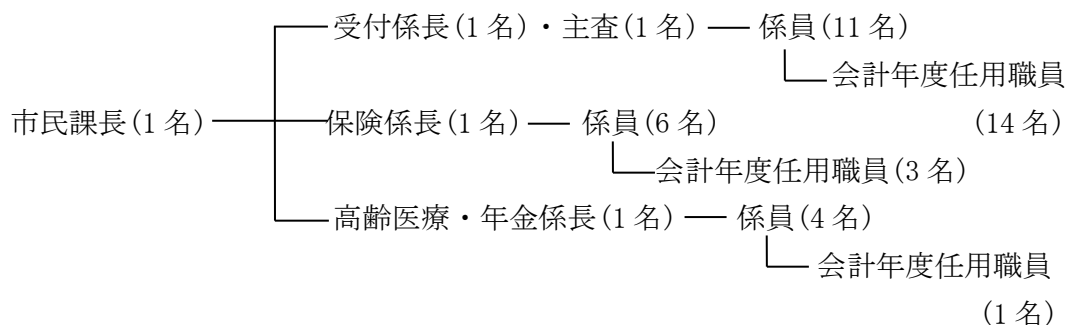
監査対象の各課の結果は、以下のとおりである。

なお、組織、所管の概要及び令和3年度主要事務事業の成果は、令和3年12月31日現在のものである。

1 市民課

(1) 組織及び所管の概要

① 組織



② 概要

窓口等受付業務、戸籍業務、マイナンバー業務、社会保障税番号制度事務、国保運営協議会関係事務、限度額認定証・高齢受給者証発行事務、国保税賦課事務、後期高齢給付事務、後期高齢者医療保険料賦課事務、年金資格事務 等

(2) 令和3年度主要事務事業の成果

① マイナンバーカードの交付促進

<p>【目標(計画)】 デジタル社会の早期実現のため、マイナンバーカードの普及促進について、交付円滑化計画を策定するよう国からの要請があったことから、令和4年度末までに交付率100%を目指して取り組んでいく。</p>
<p>【取組状況】 本来であれば、町内会館などに出張し、申請受付などを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、ワクチン接種会場にてポスター掲示、DVD映像放映、ポケットティッシュの配布などの普及促進活動を実施した。</p>

② 国民健康保険税の適正化

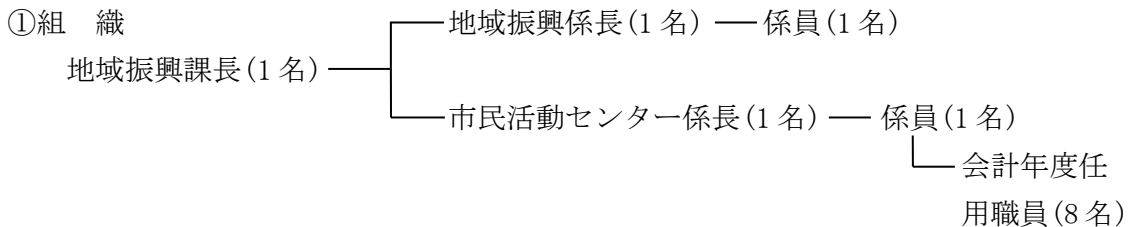
<p>【目標(計画)】 国民健康保険の都道府県化に伴い、東京都が示す国民健康保険事業費納付金を支払うことにより、医療費全額が補填される仕組みとなり、急激な医療費の増加にも左右されない安定的な財政運営が可能となった。一方で、納付金を支払うために必要な保険税が確保できず、不足分を一般会計からの法定外繰入金により賄っているため、厳しい財政運営が続いていることから、保険税の適正化を図る。</p>
<p>【取組状況】 法定外繰入を削減・解消するため、「国保財政健全化計画」に基づき、保険税率を改定するため国民健康保険運営協議会を開催し、保険税の適正化について協議した。</p>

(3) その他

- ① 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ② 郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。
- ③ 公印の管理・使用等は、適正になされていた。
- ④ 収納金及びつり銭の管理は、適正になされていた。

2 地域振興課

(1) 組織及び所管の概要



② 概要

町内会・自治会関係事務、行政連絡委員会関係事務、旧自然休暇村関係事務、市民活動関係事務、市民参画関係事務、コミュニティセンター管理運営 等

(2) 令和3年度主要事務事業の成果

① 多文化共生事業の推進

【目標(計画)】 外国籍市民の比率が高いことから、市民と外国籍市民との多文化共生が重要となっているため、当市と同様に外国籍市民の比率が高い福生市と昨年度に引き続き連携して多文化共生意識を醸成していく。
【取組状況】 昨年度に実施した多文化共生実態調査を参考にし、動画の作成や講座を開催した。

② 市民活動の促進

【目標(計画)】 市民活動に関する計画、情報紙等の整理及び講座の充実を図っていく。
【取組状況】 令和4年度からの新たな市民活動基本計画について、第六次長期総合計画との整合性を図り、関係部署と調整した結果、市民活動は市と市民、事業者が一体となって取り組むべきことから、第六次長期総合計画に市民活動基本計画を包含し、各所管課と連携して取り組んでいくこととした。また、市民活動団体、特定非営利活動法人及び事業所等との団体交流や連携して行う市民活動を推進していくための関係団体による「市民活動団体連携協議会」の運営を支援した。さらに、市民活動講座（おもてなし講座、スマートフォン講座）開催、市民提案型協働事業（相談はあったが、コロナ禍のため申請には至らなかった）、市民活動情報紙「きずな」の発行（年4回）及び市民活動団体ガイドの発行（年1回）に取り組んだ。

③ 多様な市民参画の推進

【目標(計画)】 市政運営に市民からの提言や意見を反映していくため、市民参画の機会を充実し、行政への市民参画を推進していく。
【取組状況】 関係部署と事前に調整を図り、東京都立羽村高等学校の授業の一環として、地域の取り組みや課題などを学び・探求する連携事業を実施した。また、若者がまちづくりに参画する機運を醸成するため、若者を必要としている市民活動団体等から意見聴取するとともに、会議の開催や事業の実施を通じて若者が市政参画するための仕組みや手法について検討を重ねた。

④ 町内会・自治会活動等への支援

【目標(計画)】 町内会・自治会活動に財政的支援を継続するとともに、町内会連合会が行う「退会防止・加入促進策」を支援し、加入率の維持・向上、コロナ禍による活動停滞防止に努めていく。
【取組状況】 コミュニティ助成金等の各種助成事業、補助金制度を利用したワンタッチテント・PR用マグネットの配布、加入促進キャンペーン事業の企画立案、町内会連合会が行う会議の資料作成・準備等、その他町内会・自治会活動に関する連絡調整を図った。

⑤旧羽村市自然休暇村の維持管理等

【目標(計画)】 令和3年3月31日をもって閉館した旧自然休暇村については、譲渡または解体が決定し開始されるまで、安全な施設管理を行っていく。
【取組状況】 施設機能の停止、指定管理者の撤収、備品の整理等を行うとともに、譲渡または解体が決定され、次の段階へ移るまでの間、安全に施設を管理できるよう機械警備や電気点検などの維持管理業務を行った。また、譲渡または解体に関する資料、譲り受けを検討している業者への施設視察対応など、関係各課と連携して行った。

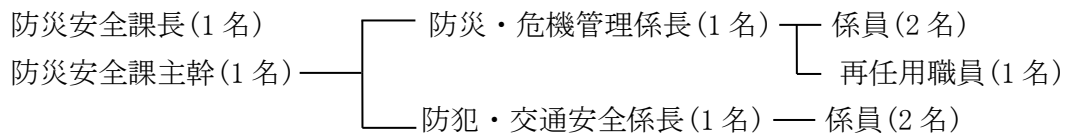
(3)その他

- ①歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ②郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。
- ③公印の管理・使用等は、適正になされていた。
- ④収納金及びつり銭の管理は、適正になされていた。

3 防災安全課

(1)組織及び所管の概要

①組織



②概要

危機管理関係事務、防災行政無線関係事務、消防団関係事務、災害対策関係事務、自転車対策関係事務、防犯対策関係事務、交通安全対策関係事務、ちよこっと共済関係事務 等

(2)令和3年度主要事務事業の成果

①地域防災に関する応援協定等の締結

【目標(計画)】 災害発生時の応急対策等の充実を図るため、事業者等と地域防災に関する応援協定を締結する。
【取組状況】 以下のとおり5件の協定を締結した。 <ul style="list-style-type: none">・災害時における段ボール製品の調達に関する協定(セツカートン(株))・災害時における資機材の調達に関する協定(榎木下商会)・災害時等における車両の提供に関する協定(総合観光バス(株))・災害時等における車両の提供に関する協定(武州交通興業(株))・東京都及び区市町村間の災害等協力協定(東京都及び都内区市町村)

②東日本大震災被災地見学会及び防災週間の推進

【目標(計画)】 東日本大震災の記憶を風化させないため、また市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上に役立てるため、令和4年3月8日から13日を羽村市防災週間として設定し、企画展、講演会及び市内の防災バスツアーを実施する。
【取組状況】 東日本大震災の被災地に市民を引率して防災活動について学ぶ被災地見学会については、被災地と開催に向けて調整を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

③地域防災計画の修正

【目標(計画)】 令和2年度に改訂した地域防災計画の風水害対策に続き、今年度においては、令和元年度に修正された「東京都地域防災計画震災編」との整合を図るとともに、令和3年5月に改正された「災害対策基本法」の内容に則しながら、防災関係機関の現状を踏まえた時点修正、感染症流行時の対策などを盛り込み、「羽村市地域防災計画」の修正作業に取り組んでいく。
【取組状況】 庁内検討委員会で検討するとともに、羽村市防災会議での審議、パブリックコメントを経て、令和3年12月10日付けで東京都へ協議を依頼した。

④国土強靱化地域計画の策定

【目標(計画)】 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、市区域内の強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「羽村市国土強靱化地域計画」の策定に向けて取り組んでいく。
【取組状況】 庁内の関係部署と協議を重ね、令和3年12月28日付けで羽村市国土強靱化地域計画(案)」を策定した。

⑤災害対策用物資の充実

【目標(計画)】 感染症対策資機材を含む備蓄品の充実を図ることで、複合災害への対応を強化し、市民・市職員の安全・安心の確保に取り組んでいく。
【取組状況】 以下の物資を配備した。また、令和4年2月中旬に備蓄食料の入替え(約3万食)を予定している。 <ul style="list-style-type: none">・災害用マンホールトイレ関係物品・情報伝達・避難誘導ボード15台・避難所用ワンタッチパーテーション165組・災害用多人数用救急箱2セット他

⑥総合防災訓練の実施

【目標(計画)】 予測困難な災害に対応できる知識や技術を修得し、災害時の被害や被災者の発生を最小限に留めるため、「羽村市総合防災訓練」を年1回実施する。
【取組状況】 令和3年9月11日(土)にテーマ「夜間の停電時における複合災害に備えて」で実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和4年2月5日(土)に延期するとともに、テーマも「冬季夜間の停電時における複合災害に備えて」に変更したが中止のとなった。

⑦交通安全活動への支援

【目標(計画)】 横断歩道での安全活動を主体的に行っているPTAやボランティアの方々に対し、歩行者はもとより、自分自身の安全にも配慮した活動ができるよう支援していく。
【取組状況】 令和3年度においては、例年実施している講習会の開催ではなく、コロナ禍の対応として活動時に役立つ情報を網羅したリーフレットを作成し、関係者（PTA・シルバー人材センター・学校など）に配布するとともに、市公式サイト等にて広く市民にも啓発する予定である。

⑧防犯活動の支援と連携の強化

【目標(計画)】 各種防犯等関係団体が交代制で重点的にパトロールを実施する「年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間」に取り組むとともに、市民パトロールなどの主体的な防犯活動を支援していく。また、市民パトロールセンターを拠点に、各関係団体の活動が効率的に行えるよう連携の強化を図っていく。
【取組状況】 「防犯、交通安全及び火災予防推進会」並びに「防犯関係団体連絡会」を開催し、市内の現状把握や各団体の活動など、情報共有と連携強化を図った。また、「年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間」を令和3年12月20日から26日に設定し、各防犯関係団体の協力（16団体・約690名）を得てパトロール活動を実施した。

⑨自転車利用環境の充実

【目標(計画)】 自転車等駐車場の有料化へ向け、整備箇所、整備規模及び運営方法について情報収集を行い、早期に整備計画を作成し、自転車駐車を有料化することで、利用環境の整備を図るとともに、利用者の利便性を高め、盗難対策の強化や放置自転車の削減を図る。
【取組状況】 計画素案を作成した後、「自転車に関する施策検討委員会」に諮り、意見聴取して意見を反映したものを計画案とする。

(3) その他

- ①歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ②郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。
- ③公印及び領収印の管理・使用等は、適正になされていた。
- ④収納金及びつり銭の管理は、適正になされていた。

6 総 括

各課の財務における事務及びその他関連する事業等について監査した結果、各事務事業とも法令に準拠し、市の予算及び実施計画等に基づいて実施されており、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査における指摘事項は特段ないが、個別の意見・要望等を以下のとおり述べるので、今後はその点に留意されたい。

- 平成 29 年 6 月の地方自治法の一部改正によって、監査制度の充実強化等とともに、地方公共団体における内部統制制度が一体的に導入された。内部統制制度は都道府県及び政令指定都市においては義務化となるが、近年のうちには全ての団体において義務化されることが予想される。このため、しかるべき準備が必要である。内部統制制度はこれまでと全く異なった新たなことを始めるものではなく、事務事業が適正に執行され、住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、事務の執行主体である首長自らが行政サービスの提供等におけるリスクを評価・コントロールし、事務事業の適正な執行を確保する体制のことである。故に、組織においては、これまでの日常業務を執行しながら、併せて組織目標を阻害する事務上の要因をリスクとして識別することが内部統制制度を整備するうえでの第一歩となる。

既に取り組んでいる課があるかもしれないが、前述のことを踏まえ、日々の業務の遂行とともに、内部統制制度の整備に注力されたい。

- 国が推進する社会保障・税番号制度などのデジタル化の早期実現へ向けてマイナンバーカードの取得率向上に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場での啓発活動を実施するなどして以前より普及は進んでいるものの、都内 26 市においては下位寄りに位置している現状である。マイナンバーカードの取得については法的な強制力はなく任意であるため、市民に向けては丁寧の説明する必要がある。また、策定済みのマイナンバーカード交付円滑化計画に基づき取り組んでいることと推察するが、他市の取組み状況や未取得の市民の声なども把握したうえで戦略的に取り組むこととされたい。

- 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、国民健康保険事業費納付金を東京都に支払うことにより医療費全額が補填される仕組みとなり、急激な医療費の増加にも左右さ

れない安定的な財政運営が可能となったが、一方で、この納付金を支払うために必要な保険税が確保できない状況下にあることに変わりはない。「国保財政健全化計画」に基づき一般会計からの法定外繰入を削減・解消するための取り組みを今後も注視していきたい。国民健康保険税の改定については、受益者負担という公平性と時の経済情勢の両面の観点から適宜適切な税率となるよう熟考して見直し、もって市の財政健全化に寄与することを望むものである。

- 当市においては他の自治体と比較して外国籍市民の比率が高いため、市民と外国籍市民との多文化共生（総務省：多文化共生の推進に関する研究会 報告書より「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」）が必至である。また、大半の自治体と同様に、当市においても人口減少が加速する中、まちの活力を維持するためには世代に関わらず全ての人が能力を最大限に発揮できる環境づくりも重要である。特に、市政への参画が少ないとされる次代を担う若者に着目する必要がある。これまでも多文化共生意識の醸成及び若者の市政参画の推進に取り組んできているが、今後は様々な関連する事業などを通じ、一層の充実に期待したい。
- 郵券（切手など）については、定期的にその現物と受払台帳の残高との照合・確認を実施するとともに、残高が必要以上の高額とならないよう、さらなる適正な管理に努められたい。